

■大学院教育学研究科 共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）

卒業の認定に関する方針【ディプロマ・ポリシー】

共同教科開発学専攻は、学校教育が抱える複雑化し、多様化した諸問題に対応した高度な教科学と教育環境学を融合した教科開発学を学び、学位取得後に国公立大学の教員養成系の学士課程、教職大学院を含む大学院課程等の高等教育機関において、自立した教科開発学分野の教育者及び研究者として、高度な資質を持った教員養成を行うことのできる者を育成することを目的としています。

本共同専攻では、規定の年限在学し、かつ、所定の単位を修得し、以下のような能力を獲得するとともに、指導教員の指導の下で必要な研究指導を受けて学位論文を作成し、学位論文の審査及び当該論文を中心とした最終試験に合格した者に「博士（教育学）」の学位を授与します。

- ◎教育事象の因果関係を把握する能力を身に付け、教科との関わりの中で学校教育が抱える諸問題に自立して対応し得る研究能力
- ◎学術的な専門的知見を教科内容として構成できる能力を身に付け、教育論、教科内容の構成原理や教育方法、教材を開発する能力
- ◎理論と実践の検証能力を身に付け、学校教育の実践を理論化し、その理論を実践に活かす能力

なお、学位論文の審査にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、「学位論文審査基準」を定めており、学位論文はこの基準を満たすものであることが求められます。

愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の学位論文審査基準について

平成28年1月27日 連絡協議会 制定

学位論文審査において客観性及び厳格性を確保するため、学位論文の審査基準を以下とする。

1. 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること。
2. 研究方法が目的の達成にとって的確であること。
3. 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示されていること。
4. 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること。
5. 論文の内容に新規性、独創性もしくは有用性を含み、学術的意義、または社会的意義あるいは実践的・社会的意義が見出されること。
6. 研究内容のすべてまたは一部が学術論文誌に掲載される等、客観的に高い評価を受けていること。
7. 教科専門・教科教育・教職専門の枠を越えて、生徒・子どもたちを取り巻く環境を視野に入れ、学校教育が抱える複雑・多様化した諸課題に対応した教科開発学にふさわしい研究内容であること。或いは従来にない新しい効果的な教育内容を追求した内容であること。